

「2025年日本国際博覧会医療救護協議会」設置要綱

（設置目的）

第1条 2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）への来場者等の医療救護について必要な事項を協議することを目的として、2025年日本国際博覧会医療救護協議会（以下「医療救護協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 医療救護協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 博覧会の会場内における医療救護体制に関する事
- (2) 医療機関への救急搬送体制に関する事
- (3) 医療救護に関し、その他、博覧会の円滑な運営を図るために必要な事項に関する事

（組織）

第3条 医療救護協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

（議長及び副議長）

第4条 医療救護協議会に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、医療救護協議会の構成員が互選し、副議長は議長が指名する。
- 3 議長は、医療救護協議会の会務を掌理し、医療救護協議会の議事を主宰する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故のあるときは、議長の職務を代行する。

（会議）

第5条 医療救護協議会は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認められるときは、医療救護協議会の構成員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。
- 3 別表に掲げる構成員は、議長に事前に届け出ることにより、指名した代理者を出席させることができる。

（分科会）

第6条 医療救護協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、医療救護協議会において協議すべき事項について、専門的に検討を行うものとする。
- 3 分科会に属する委員等は、議長が指名する者をもって組織する。
- 4 分科会に分科会長を置き、分科会長は、議長が指名する者がこれに当たる。
- 5 分科会長は、分科会の会務を掌理し、分科会の議事を主宰する。

6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する者のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議及び資料の取扱い)

第7条 医療救護協議会及び分科会は、原則非公開とする。ただし、協議会及び分科会の開催概要については公表することができる。

2 医療救護協議会又は分科会で使用した資料は、原則非公表とする。

(事務局)

第8条 医療救護協議会及び分科会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局の運営は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会運営事業局危機管理部危機管理課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、医療救護協議会等の運営に関し必要な事項は、議長が構成員に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年12月27日から施行する。

別表（第3条関係）

大阪公立大学医学部附属病院 救命救急センター長
大阪大学医学部附属病院 高度救命救急センター長
大阪急性期・総合医療センター 救急診療科主任部長
大阪医療センター 救命救急センター長
大阪市立総合医療センター 救命救急センター長
大阪赤十字病院 国際医療救援部長
大阪警察病院 ER・救命救急総センター長
多根総合病院 救急科部長
りんくう総合医療センター 大阪府泉州救命救急センター所長
一般社団法人大阪府医師会 副会長
公益社団法人大阪府看護協会 専務理事
一般社団法人大阪府病院協会 理事
一般社団法人大阪府私立病院協会 常任理事
日本赤十字社大阪府支部 事務局次長
大阪府危機管理室長
大阪府健康医療部保健医療室長
大阪府健康医療部生活衛生室長
大阪市 危機管理室長
大阪市消防局 救急部長
大阪市健康局 健康推進部長
大阪市健康局 生活衛生担当部長
大阪市保健所長
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会運営事業局危機管理部長
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会運営事業局運営部長